

令和7年4月22日
島根県薬事衛生課
0852-22-6487/5264
担当：久武、廣江

雲南保健所管内における食中毒の発生について

1 概要

4月20日、施設利用団体の代表者から雲南保健所に「飯石郡内の飲食店を利用した8名が胃腸炎症状を呈している」旨の連絡がありました。

同保健所が調査したところ、4月18日及び19日に飯石郡内の飲食店「山荘食堂」を利用した2グループ10名が下痢、腹痛、嘔気等の症状を呈していることが判明しました。

同保健所は、患者の喫食状況及び発症状況等から、「山荘食堂」を原因とする食中毒と断定し、4月22日から5日間の営業停止処分としました。

なお、患者に入院した者はなく、全員が快方に向かっています。

2 患者 10名（大阪府7名、飯石郡2名、雲南市1名）

性別／年代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
男性	1	1	0	3	5
女性	0	1	4	0	5
合計	1	2	4	3	10

【発症状況】

○発症期間 4月19日 3:00 ~ 4月20日 6:00

○主な症状 下痢、腹痛、嘔気等

3 原因施設

名称：山荘食堂

営業者：株式会社 飯南トータルサポート 代表取締役 正木 喜代隆

所在地：飯石郡飯南町佐見1199-3

業種：飲食店営業（仕出し屋、弁当・そうざい、旅館・ホテル、一般食堂）

4 原因食品 「山荘食堂」が4月18日及び19日に調理、提供した食事

5 病因物質 調査中

6 行政処分 4月22日から4月26日まで営業停止（5日間）

7 県民の皆様へ

【食中毒予防】

- 調理を行う前には石けんと流水で十分に手を洗いましょう。
- 調理にあたっては、十分に加熱しましょう。
- 嘔吐、下痢等の症状がある場合は、調理を控えましょう。
- 食品は冷蔵庫等で低温で保存しましょう。

【県内（松江市を除く）の食中毒発生状況】

	発生件数（件）	患者数（人）
令和6年（1～12月）	11	557
令和7年（本件を含む）	7	66